

(介護予防) 共用型認知症対応型通所介護事業

## 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 敬信福社会

認知症デイサービス あいの里きらら

## 1. 事業主体概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬信福祉会  
(2) 代表者 理事長 兼 俊 佐 代 美  
(3) 所在地 〒574-0012  
大阪府大東市大字龍間673番地3  
(4) TEL 072-869-0788  
(5) FAX 072-869-0577  
(6) 設立年月日 平成8年4月1日  
(7) 法人の理念 すべての入居者や利用者の皆様が、その人らしい生活を送って頂くために、人としての尊厳を大切にし、地域に愛され信頼される施設づくりをめざします。  
(8) 介護保険 特別養護老人ホーム あいの里竜間  
関連の事業 短期入所生活介護事業所 あいの里竜間  
通所介護事業所 あいの里竜間  
あいの里ケアプランセンター  
あいの里ヘルパーステーション  
ケアハウス あいの里竜間  
あいの里竜間 診療所  
認知症対応型共同生活介護事業所あいの里きらら  
短期利用認知症対応型共同生活介護事業所あいの里きらら  
認知症対応型共同生活介護事業所あいの里すばる

## 2. 事業所概要

- (1) 名称 認知症デイサービス あいの里きらら  
(2) 目的 認知症状態にある在宅の利用者に対して、認知症の症状の進行を緩和し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスを提供することを目的とします。  
(3) 運営方針 本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。  
(4) 代表者 管理者 兼 俊 龍 彦  
(5) 開設年月日 平成29年7月1日  
(6) 指定年月日 平成29年7月1日  
(7) 事業所番号 2791900190  
(8) 所在地 〒574-0012  
大阪府大東市大字龍間673番地3  
TEL：072-869-0788

F A X : 0 7 2 - 8 6 9 - 0 5 7 7

- (9) 損害賠償責任 全国社会福祉協議会  
(10) 保険の加入先 社会福祉施設総合損害補償団体契約

### 3. 職員体制と職務内容等

- (1) 管理者 1名  
職員と業務の管理、基準遵守のための指揮命令、利用申込みの調整、サービス実施状況の把握
- (2) 計画作成担当者 2名  
介護サービス計画の作成
- (3) 介護従業者 8名  
日常生活全般にわたる介護サービスの提供

### 4. 利用定員

- (1) 定員 1ユニットあたり3名／1日あたり  
(2) サービス提供時間 10:00～16:30

### 5. サービス内容および利用料等

#### (1) 保険給付サービス

- ①食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助・送迎等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。

※上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。

- ②共用型通所介護の利用に当たっては、利用者を担当する地域包括支援センター職員並びに地域包括支援センターの委託を受けた介護支援専門員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が通所介護計画を作成することとし、当該通所介護計画に従いサービスを提供します。

#### (2) 保険対象外サービス

下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。

※料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

#### ①利用にかかる費用

食事に要する費用：昼食：560円（おやつ代含む）

個人消耗品の費用：その他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

#### ②介護保険料の自己負担概算額（平成29年7月1日現在）

利用者負担1割の方

要支援1 441円（1日あたり）

要支援2 466円（1日あたり）

利用者負担2割の方

要支援1 882円（1日あたり）

要支援2 932円（1日あたり）

③該当する加算が算定されます

- ・サービス提供体制強化加算 基本1日6単位
  - 利用者負担1割の方 7円（1日あたり）
  - 2割の方 14円（1日あたり）
  - 2割の方 54円（1日あたり）
  - 利用者負担1割の方 42円（1日あたり）
  - 2割の方 84円（1日あたり）
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 基本1日200単位
  - 利用者負担1割の方 214円（1日あたり）1,498円（最大7日まで）
  - 2割の方 428円（1日あたり）2,996円（最大7日まで）
- ・若年性認知症利用者受入加算（65歳の誕生日の前々日まで） 基本1日120単位
  - 利用者負担1割の方 129円（1日あたり）
  - 2割の方 257円（1日あたり）
- ・介護職員処遇改善加算 11.1%を乗じた額

(3) 利用の中止、変更、追加

- ①共用型通所介護の利用に際しては、利用者を担当する地域包括支援センター職員並びに地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援専門員と連携を図ることとします。
- ②利用予定期間の前に、利用者の都合により、共用型通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ③利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金
- ④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ⑤利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

## 7. 利用について

### (1) 利用者の条件

地域密着型サービスのため、大東市民の方で、次の各号に適合する場合、介護予防共用型認知症対応通所介護の利用ができます。

- ①要支援1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害の恐れがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に賛同できること。

### (2) 契約の解除

#### ①利用契約者による解除

1週間以上の予告期間を置いて通知することにより、いつでも契約解除ができます。

#### ②事業所による解除

以下の場合、一定の予告期間をおいて契約を解除することがあります。

- ・正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納したとき。
- ・伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用中止の必要があるとき。

③利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。

④利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

## 8. 非常災害時の対策

①サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

②また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

防火管理者：兼 俊 龍 彦（甲第2006-062号）

## 9. 秘密の保持と個人情報

### (1) 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業所および事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

### (2) 従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者およびその家族に

関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

### (3) 個人情報の保護について

- ①事業所は、法人が定める個人情報保護規程・特定個人情報取扱規程に基づき、従業者に個人情報の保護の徹底に努めます。
- ②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ④事業所は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 10. 事故発生時の対応

当施設において、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに利用者の家族等に連絡を行います。また、事故の状況および事故に際してとった処遇について記録します。

## 11. 苦情処理の体制

### (1) 苦情処理の体制および手順

- ①苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- ②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面および今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

### (2) 事業所苦情相談窓口 月曜日～土曜日 9:00～18:00

担当者 (管理者) 兼俊龍彦  
(介護支援専門員) 岩本林治

電話番号：072-869-0788

### (3) 行政機関苦情相談窓口

大東市高齢介護室介護保険グループ 〒574-8555  
大阪府大東市谷川1-1-1  
電話番号：072-872-2181

国民健康保険団体連合会 〒540-0028

大阪府大阪市中央区常磐町1-3-8

電話番号：06-6949-5418

## 12. 情報開示事項の揭示

事業所の運営規定、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

